

## 国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部 旅客第二課

(担当) 荻野・間藤

(電話) 06-6949-6446

令和7年4月21日

## 滋賀地区のタクシー運賃の改定審査開始について

令和7年2月から4月にかけて滋賀地区における法人タクシー事業者から運賃改定申請があり、受付期間中に申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、滋賀地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判定を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定申請を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度の収入及び原価などにより収支率を算定、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断したものです。

現在、滋賀地区は、旧大津市地区と旧滋賀北部地区における運賃としてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算書の提出を求め、運賃改定に係る審査手続きを経て、新運賃の公表を行ってまいります。

※滋賀地区…滋賀県

(旧大津市地区…滋賀県大津市

旧滋賀北部地区…滋賀県彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、犬上郡、愛知郡、蒲生郡)

## 1. 運賃改定申請受付期間

令和7年2月28日～令和7年5月28日

## 2. 運賃変更申請状況（令和7年4月18日時点）

【旧大津市地区】

## (1) 申請事業者数

3者（対象地域の法人事業者数 6者）

## (2) 申請事業者の車両数

240両（対象地域の全体車両数 312両）

## (3) 申請率

76.92%

【旧滋賀北部地区】

- (1) 申請事業者数  
8者（対象地域の法人事業者数 23者）
- (2) 申請事業者の車両数  
520両（対象地域の全体車両数 758両）
- (3) 申請率  
68.60%

3. 運賃変更申請の概要（※）

【旧大津市地区】

- (1) 普通車の運賃
  - ① 初乗距離 0.84km ~ 1.0km（現行1.0km）
  - ② 初乗運賃 500円 ~ 600円（現行上限500円）
- (2) 改定率 10.6% ~ 27.0%（平均改定率 18.3%）

【旧滋賀北部地区】

- (1) 普通車の運賃
  - ① 初乗距離 0.84km ~ 1.0km（現行1.0km）
  - ② 初乗運賃 500円 ~ 600円（現行上限500円）
- (2) 改定率 10.8% ~ 19.3%（平均改定率 15.6%）

※あくまで申請内容を記載しており、運賃の内容や改定率は今後の審査により決定します。

配布先 青灯クラブ 滋賀県政記者クラブ 陸運記者会（ハイタク部会）
--